

## 経 ViewPoint

2017. 8. 15

営 相  
談

## 相続税の延納・物納に関するQ&amp;A

谷口敬三 相談部 東京相談室

相続税の申告と納税は、被相続人の財産を相続または遺贈により取得した者が、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に、被相続人の死亡の時にける住所地を所轄する税務署長にすることとされています。また、その納税は、原則として、金銭により期限内に納付します。

しかし、所得税等が一定の期間内の所得に対して課税されるのに対し、相続税は相続または遺贈により取得した財産に担税力を求めて課税されるものです。相続または遺贈により取得した財産は、金銭や預貯金等だけとは限らないことから、税額が多額となり一時に金銭で納付することが困難な場合があります。そこで、金銭の分割納付としての「延納」、および相続財産で納付する「物納」の制度があります。

今回は、相続税の延納と物納について、Q&A方式で解説します。

## 1. はじめに

相続税の「延納」は、金銭で納付することが困難な事由がある場合など、一定の要件に該当する場合に認められます。一方「物納」は、延納によっても金銭で納付することができない事由がある場合など、一定の要件に該当する場合に認められます。物納に充てることができる財産は、課税価格計算の基礎となった財産で、かつ管理または処分することができる財産に限られます。

## ■延納・物納申請件数（件）

	ピーク時申請件数（注）	平成 27 年度申請件数
延 納	15,629（平成 8 年度）	1,376
物 納	7,076（平成 10 年度）	130

注：平成 8 年度～27 年度の申請件数が対象。

資料：国税庁ホームページ掲載「相続税の延納（物納）処理状況等」から抜粋

## 2. 延納

### [1] 延納制度の概要

Q. 相続税の延納制度とは、どのようなものですか。

A. 相続税額が多額となり、一時に金銭で納付することが困難な場合で、納税者の収入や将来の遺産売却などにより、長期間の分割納付とせざるを得ない納税者のために、年賦により納税する制度です。延納は、納期限までにその申請を行うとともに担保を提供し、当該税務署長の許可を受けることで認められます。延納期間中は、一定の割合による利子税を合わせて納付する必要があります。

### [2] 延納の要件

Q. 相続した金融資産も相応にあり、相続税を一度に現金納付しようと思えばできますが、手元流動性を確保したいために、延納を検討しています。その要件を教えてください。

A. 延納は、以下の4つの要件をすべて満たす必要があります。

- 納付すべき相続税額が10万円を超えていること
- 金銭で納付することが困難な事由がある場合で、その納付を困難とする金額の範囲内であること
- 延納申請書および担保提供関係書類を期限までに提出すること
- 延納税額に相当する担保を提供すること

このケースでは、相続税を一括納付できるだけの金融資産があるので、延納の対象にはなりません。なお、金銭で納付することが困難かどうかの判定は、延納申請時を基準にします。

また、担保は、国税通則法に定められたもので、例えば、国債および地方債、社債その他の有価証券で元本の償還等が確実であると当該税務署長が認めるもの、土地、建物等に限定されています。相続等によって取得した財産のみならず、相続人の固有の財産や、共同相続人または第三者の所有する財産でも構いません。譲渡制限があつたり共同相続人間で所有権を争っている場合など、係争中や売却できる見込みのないようなものなどは、担保として不適格です。

なお、延納税額が100万円以下で、かつ延納期間が3年以下である場合は、担保を提供することは要しません。

### [3] 金銭で納付することを困難とする事由

Q. 延納の要件の1つである「金銭で納付することを困難とする事由」は、どのように判定されるのでしょうか。また、「金銭で納付することを困難とする金額」の範囲は、どのように算出されるのでしょうか。

A. 金銭で納付することが困難かどうかの判定は、納税者が相続や遺贈により取得した財産の状況だけでなく、納税者自身の収入状況なども考慮されます。

また、金銭で納付することを困難とする金額の範囲（延納対象税額）は、以下の算式によって算出します。

$$\text{延納対象税額} = \text{①} - \text{②}$$

① その者の納付すべき税額

② 納税者の有する現預金やその他換価の容易な財産の価額に相当する金額から、その者の職業および生活状況などに応じて、その生活および職業の維持に通常必要と認められる限度の現金および預貯金の額などを控除した額

### [4] 延納期間と利子税

Q. 延納は、どのくらいの期間できますか。また、利子税は、どのような割合になるのでしょうか。

A. 相続税の課税価格計算の基礎となった財産のうちに占める不動産等の価額の割合によって、最高5年～最高20年と定められています。また、利子税の割合は、この不動産等の価額の占める割合や延納期間に応じて決められます。

## 3. 物納

### [1] 物納制度の概要

Q. 相続税の物納制度とは、どのようなものですか。

A. 相続税を前項の延納でも金銭で納付することが困難な事由がある場合は、納税者の申請に基づき、その納付を困難とする金額を限度とし、一定の相続財産による納付が認められています。

### [2] 物納の要件

Q. 相続した預貯金が少なく、相続税額を金銭等によって一括納付できません。延納とするか、物納とするか、その選択は納税者ができるものなのですか。

A. 物納は、以下の4つの要件（次ページ）をすべて満たす必要があります。

- 延納によっても金銭納付が困難な事由があり、かつその納付を困難とする金額を限度としていること
- 申請できる財産は、定められた種類の相続財産で、かつ定められた順位によっていること
- 物納の申請期限（相続税の申告期限）内になされた申請であること
- 物納適格財産、つまり国が管理または処分するのに適した財産であること

したがって、延納とするか、物納とするかについて、納税者が任意に選択することはできず、まず延納の検討を行います。物納に充てることができる財産の順位は、下表のとおりです。

順位		物納に充てることができる財産の種類
第1順位	①	国債、地方債、不動産、船舶
	②	不動産のうち劣後財産（注）
第2順位	①	社債、株式、証券投資信託または貸付信託の受益証券
	②	株式のうち劣後財産
第3順位	—	動産

注：例えば、地上権が設定されている土地のように、財産の使用収益等に一定の制約が課されているもので、物納に充てることのできる順位が遅れるもの。

### [3] 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由

Q. 物納の要件の1つである「延納によっても金銭で納付することを困難とする事由」とは、どのようにして判定されるのでしょうか。

A. 「金銭で納付することを困難とする事由」があるかどうかは、以下のような点を総合的に勘案して判定することになります。

- 納税者が相続により取得した財産の状況
- 納税者自身の資産所有状況や収入状況
- 貸付金の返還や退職金の給付の確定、不動産の売却など、納税者の近い将来において確実と認められる金銭収入
- 家計費や事業用資産の購入など、納税者の近い将来における臨時的な支出

具体的には、以下の算式（次ページ）により、延納によっても金銭で納付することを困難とする金額（物納申請税額）を算出します。

物納申請税額 = ① - ② - ③

① 納付すべき税額

② 即納額（[相続により取得した現預金の額] - [相続債務等] + [物納申請時の納税者固有の現預金の額]）

③ 延納対象税額（前項「2. 延納」 - 「[3] 金銭で納付することを困難とする事由」を参照）

なお、財産を物納に充てた場合は、その財産の譲渡はなかったものとされますが、物納の許可限度額を超える価額の財産を物納した場合には、その超える部分は譲渡所得の課税対象になります。また、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた相続財産を物納する場合、その物納財産の価額は特例適用後の価額となるので注意が必要です。

このように、延納、物納の許可を受けるための「ハードル」は高いので、生前から事前に生命保険を活用するなどして、相続税の納税資金を確保しておくことが大切です。

内容は2017年3月15日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701  
<http://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>